

Q. 年 4 回以上支払われる賞与は、算定基礎届（定時決定）の際、標準報酬に含める必要がありますか？

A. 2019 年 1 月より取扱いが明確化され、同一の性質を有すると認められる賞与を年 4 回以上支払った場合は、定時決定の際に標準報酬に含めます。

★同じ性質を有すると認められるものごとに判断★

名称にかかわらず賞与の性質を確認し、異なる性質の賞与が混在する場合は、同一の性質の賞与ごとに年 4 回以上の判断を行います。

（例）給与規程で、①「年 4 回の営業成績によるインセンティブ賞与」、②「年 1 回の決算賞与」を規定している場合

それぞれ違う性質の賞与として、客観的に区別できる場合は、①は年 4 回以上賞与として、1 年間に支払った賞与額の 1/12 を標準報酬に含める一方、②は「賞与」として扱い、標準報酬には含めません。

なお、給与規程で年 4 回以上を定めていたとしても実際には 3 回以下の場合には、標準報酬に含める必要はありません。

★年の途中から年 4 回以上賞与が支給開始された場合★

新たに賞与の支払が給与規程等に定められた場合、次期の定時決定までは、「賞与」として取り扱います。

次期の定期時決定の際は、賞与に係る報酬額については、それまでの支給実績から新しい規定による支給回数の条件による 7 月 1 日前 1 年間に受けたであろう賞与の額を推計し、その額の 1/12 を標準報酬に含めます。

★賞与に係る報酬額の適用期間★

賞与に係る報酬額（1/12 の額）は定時決定の際に算定し、その後の随時改定（月変）にも加算することが必要です。

（例）①2017 年 7 月～2018 年 6 月に支給した年 4 回以上賞与合計：60 万円

②2018 年 7 月～2019 年 6 月に支給した年 4 回以上賞与合計：120 万円

2018 年の算定：5 万円を報酬月額に加算（60 万円÷12）

2018 年 7 月月変～2019 年 6 月月変：5 万円を報酬月額に加算

2019 年の算定：10 万円を報酬月額に加算（120 万円÷12）

2019 年 7 月月変～2020 年 6 月月変：10 万円を報酬月額に加算